



●いよいよ始まる有給休暇強制付与

「1年間に10日以上有給休暇を取得できる労働者について、5日の年次有給休暇を必ず取得させなければならない」というものです。

●今年度の有給が10日以上付与される社員・パート・アルバイトが対象となる。

●対象とならない社員

今年度の有給休暇が10日未満の社員・パート・アルバイトは対象外となる。

- ・入社6ヵ月未満で有給の権利が発生していない正社員
- ・週4日勤務で、入社から3年6ヵ月未満のパート・アルバイト（有給10日未満）
- ・週3日勤務、入社から5年6ヵ月未満のパート・アルバイト（有給10日未満）

●普通に5日以上有給を消化している社員も対象外です。

有給を消化していない社員に取得させることが目的です。

●退職者や育児休業中の社員の取扱い

退職者はこの制度の対象となりません。

退職してしまえば有給の権利も同時に消滅しますので対象となりません。

育児休業中はそもそも労働義務が免除されている期間であり、年次有給休暇を取得できませんので対象とはなりません。

●年次有給休暇は「本年度付与された分」「繰り越された分」どちらを使う？

「年5日以上有給休暇」は当年度に付与された有給休暇でも、前年度からの繰越分の有給休暇でもかまいません。つまり、どちらから付与してもOKです。

●半日単位でも 時間単位の取得でもOK？

半日単位（0.5日）の有給休暇の取得の希望があった場合には、半日単位で行ってもかまいません。0.5日もカウントできます。

しかし、時間単位での付与は「年5日以上有給休暇」にはカウントされません。時間単位で有給休暇を取得しても「年5日以上有給休暇」にはカウントされません。つまり、0.5日や1日の有給消化がカウントの対象となります。

●有給休暇計画付与 協定書

会社が計画的に年次有給休暇を取得させる場合は、対象となる社員の範囲と有給休暇の付与を時期を指定する方法もあります。

夏季休暇や年末年始、連休を利用して計画的に付与できれば、管理もしやすく、会社運営にも影響が少ないので年休計画付与がお勧めです。*協定書が必要です。



私は一般企業で事務職をしている普通の会社員です。
毎日机に向かって地味に平凡な（時々理不尽な）仕事をしている自分が虚しすぎて、悲しくなってしまう。
テレビで楽しそうに仕事をする芸能人が羨ましく思えてしょうがないです。
笑いながら仕事ができるし、それでたくさんのお金ももらえるし、自分を好いてくれるファンもできるし…本当に羨ましいです。
最近テレビを見ると、芸能人って楽しそうでいいなあと思ってしまう。

● 芸能人って本当に楽しそうか？

文化庁のHPで公開されている俳優・音楽家・舞踊家・演芸家など、芸能実演家の実態調査結果を見てみましょう。

● 収入と費用の負担

芸能実演家の昨年1年間の個人収入は、「300万円未満」までの所得層で5割程度を占めています。

年齢別では40～49歳の中堅では「500～600万円未満」の割合が最も高くなっており、若年層と比べると年齢に応じて徐々に収入が上がっているのが見てとれます。
収入の形式についてみると「仕事に応じて支払われる報酬」が「月給、年俸などのあらかじめ決められた報酬」を上回っていて、月給、年俸など予め決められた報酬を得ていない人の割合が高いです。

● 芸能実演家は必要経費の割合も影響する。

個人負担となっている仕事上の必要経費について

「衣裳などの購入、洗濯費、借用料」「交通費」「整髪料、化粧品」「通信費」「接待費・交際費」「身体ケア、ケガ・病気予防にともなう支出」と並びました。
「会場の使用料」に加え「ノルマのチケットの売れ残りの自己負担」が大きいことから、発表機会の観客集めが難しく、実演家の負担になっています。

● 芸能実演家が感じている仕事上の問題点

- 1位「自分で仕事を開拓していくだけの余力がない」（31.2%）
- 2位「仕事が単発で継続して仕事がない」（27.0%）。
- 3位「報酬その他についての交渉力が弱い」（25.6%）。

- **実演家としての技術・技能を向上させるためのサポートとして何が必要か**
 - 1位「稽古・練習のための場所 が確保・提供されること」
 - 2位「芸能や 映画などの作品を発表、公開できる場が確保・充実されること」
 - 3位「技術・ 技能向上のための研修奨励金や受講料補助があること」

日頃から、仕事に関わらず「技能を維持するための研鑽、トレーニング、仕事に必要なリサーチ、研究など」に費やす時間が多く、自己負担の費用の中で「会場費」が少なからずある状況を考えると、このようなサポートを強く要望することが頷けます。

- **安心して活動していくための必要条件**

- 1位「発表や公演、出演の機会が多くあること」
- 2位「報酬額や就労時間など仕事の条件がよくなること」
- 3位「文化芸術全般に対して国や自治体等による公的な支援が充実すること」

- **放送番組等に出演する場合について契約書の有無**

- 1位「全く契約書は交わしていない」16.3%
- 2位「マネージャーに任せているので自分では確認していない」10.7%
- 3位「必ず契約書は交わしている」4.9%

- **仕事上でのケガ、病気と治療負担、補償**

昨年1年間に、医師の治療が必要となった仕事上のケガと病気の経験率はそれぞれ9.0%、17.0%で、ケガの発生場所は半数近くが稽古場で起きています。

- **治療費等の負担状況**

「自分で負担した」が圧倒的に多く、ケガの発生での労災適用は7.6%にとどまっています。

治療費以外の補償では、「何もない」がほとんどで、「見舞金程度」が若干あるにとどまり、休業補償が受けられないのが実態です。

- **万一の場合や老後に対する備え**

「生命保険や損害保険などに加入している」と「国民年金に加入している」がそれぞれ約6割。

「備えをする経済的余裕がない」が18.9%あるなど、十分な備えがあるとは言えない状況です。



● 仕事に対する考え方

「自分の仕事にプライドを持っている」「今の仕事をできる限り続けたい」は9割が肯定している。

「入ってくる仕事は総じて、自分がやりたいと思っている『本業』の仕事」であると8割が考えています。

「自分の仕事は世の中から評価されている」「自分が持つ能力を十分活用することができている」に至っては、肯定的な回答の割合が6割強です。

その一方、仕事の量は十分とは考えていない人の割合の方が高く、「ライブ、舞台公演など‘生’の芸能の将来に明るい見通しを持っている」では、6割弱が否定的な回答となっていて、将来に不安を感じている状況です。

● 働く目的について

1位「自分の才能や能力を発揮するために働く」37.4%

2位「生きがいを見つけるために働く」24.9%

3位「お金を得るために働く」20.3%。

● 働く目的について 世論調査の回答（世間一般）

1位「お金を得るために働く」51.0%

2位「生きがいを見つけるために働く」21.3%

3位「社会の一員として務めを果たすために働く」14.7%

4位「自分の才能や能力を発揮するために働く」8.8%

● 世間一般に比べて、実演家は「自らの才能を活かすこと」や「生きがいが目的となっている」という違いが明確に出ています。

いかがですか？ 芸能界で生きるのも覚悟と相当な努力が必要です。

「下足番を命じられたら日本一の下足番になってみよ。

誰もその男を下足番にはしておかないから」

黒四ダムに命をかけた太田 垣士郎氏が不遇時代の心の支えになったという小林一三という稀有な経営者との出会いと、小林からの言葉であったという。

まずは「日本一の事務職員になってみよ」